

議案第 3 4 号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 1 号中「（第 4 3 号、第 4 5 号、第 4 9 号、第 5 1 号、第 5 4 号又は第 5 6 号に規定する審査に係るものを除く。）」を削り、「対する審査」の次に「（次号及び第 2 3 号に規定する審査を除く。）」を加え、同号金額の欄ア中「次号」を「第 2 6 号」に、「7, 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改め、同欄イ中「1 4, 0 0 0 円」を「2 0, 0 0 0 円」に改め、同欄ウ中「2 4, 0 0 0 円」を「3 4, 0 0 0 円」に改め、同欄エ中「5 0 0 平方メートル」を「3 0 0 平方メートル」に、「3 1, 0 0 0 円」を「3 6, 0 0 0 円」に改め、同欄中クをケとし、オからキまでをカからクまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの 1 件につき 3 9, 0 0 0 円

別表第 2 中第 6 7 号を第 7 4 号とし、第 5 9 号から第 6 6 号までを 7 号ずつ繰り下げ、同表第 5 8 号中「（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条」を「第 1 3 条」に改め、同号金額の欄中アの前に次のように加える。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごと
に次に掲げる額を合算して得た金額

別表第 2 第 5 8 号金額の欄ア中「第 3 4 条第 3 項」を「第 2 9 条第 3 項」に、「第 3 5 条第 1 項」を「第 3 0 条第 1 項」に、「第 3 6 条第 1 項」を「第 3 1 条第 1 項」に改め、同欄ア ㊦ 及び ㊧ を次のように改める。

㊦ 一戸建ての住宅 1 件につき 2, 5 0 0 円

㊧ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
の 1 件につき 5, 5 0 0 円

b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のも

の 1 件につき 11,500円

別表第2第58号金額の欄アⅳ)の次に次のように加える。

ⅳ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 9,500円

別表第2第58号金額の欄ウⅴ)及びⅵ)を次のように改める。

ⅴ) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 51,000円

ⅵ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 65,000円

別表第2第58号金額の欄中ウをカとし、同欄イⅴ)及びⅵ)を次のように改める。

ⅴ) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 133,500円

ⅵ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 167,000円

別表第2第58号金額の欄中イをオとし、アの次に次のように加える。

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イⅱ)及びロⅱ)に定める基準に適合するもの

ⅱ) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 22,000円

ⅲ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 40,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 67,500円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 10,000円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 11,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 19,000円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 33,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ⁽¹⁾及びロ⁽²⁾又は同号イ⁽²⁾及びロ⁽¹⁾に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 14,500円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 16,500円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区

分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1件につき 29,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1件につき 50,000円

別表第2中第58号を第65号とし、第57号を削り、同表第56号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号金額の欄を次のように改める。

1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、第62号金額の欄アからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額

別表第2中第56号を第64号とし、同表第55号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号金額の欄中「第53号」を「第61号」に改め、同欄ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ⁽¹⁾及びロ⁽²⁾又は同号イ⁽²⁾及びロ⁽¹⁾に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1件につき 14,500円
- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1件につき 16,500円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1件につき 29,500円
- b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

の 1 件につき

50,000円

別表第2中第55号を第63号とし、同表第54号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号金額の欄中アの前に次のように加える。

前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、次のアからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額

別表第2第54号金額の欄アを次のように改める。

ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅴ 昇降機を設置するもの（ⅳに掲げるものを除く。） 1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）

ⅵ 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

別表第2第54号金額の欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅴ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（ⅳに掲げるものを除く。）

- a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 14,000円
 - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 16,000円
- b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 27,000円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 43,000円
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）
 - a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 7,000円
 - (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 8,000円
 - b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 13,500円
 - (b) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 21,500円

別表第2中第54号を第62号とし、同表第53号中「第34条第1項」を

「第29条第1項」に改め、同号金額の欄ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同欄ア④ a 中「b 及びイ④」並びに第55号ア④ 及びイ④において同じ。」を「以下b、イ④ 及びエ④ 並びに第63号ア④、イ④ 及びエ④において同じ。」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ③ 及びロ② 又は同号イ② 及びロ① に定める基準に適合するもの

⑦ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 33,000円

⑧ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 100,000円

別表第2中第53号を第61号とし、同表第52号中「(平成27年法律第53号) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同号金額の欄中アの前に次のように加える。

申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

別表第2第52号金額の欄ア中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同欄ア⑦ 及び⑧ を次のように改める。

⑦ 一戸建ての住宅 1 件につき 5,000円

④ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下b、イ④及びエ④並びに次号ア④、イ④及びエ④並びに第65号ア④、イ④及びエ④において同じ。）が300平方メートル未満のもの 1件につき

11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき

23,000円

別表第2第52号金額の欄ア④の次に次のように加える。

⑤ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき

19,000円

別表第2第52号金額の欄イ及びウを次のように改める。

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ③及びロ③に定める基準に適合するもの

⑥ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき

40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき

44,000円

⑦ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

の 1 件につき 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

の 1 件につき 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

の 1 件につき 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

の 1 件につき 22,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

の 1 件につき 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

の 1 件につき 66,000円

別表第2第52号金額の欄ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ⁽¹⁾及びロ⁽²⁾又は同号イ⁽²⁾及びロ⁽¹⁾に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

の 1 件につき 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

の 1 件につき 33,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のも
の 1 件につき 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のも
の 1 件につき 100,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のも
の 1 件につき 267,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のも
の 1 件につき 334,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満のも
の 1 件につき 102,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上のも
の 1 件につき 130,000円

別表第2中第52号を第59号とし、同号の次に次の1号を加える。

60 建築物 のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律 第11条第 2項又は第 12条第3 項の規定に	計画の 変更に関 係する建 築物エ ネルギー消費 性能適 合性判定手 数	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
--	---	--

基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	料	(7) 一戸建ての住宅 1 件につき 2, 500 円 (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 1 件につき 5, 500 円 b 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 1 件につき 11, 500 円 (5) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 1 件につき 5, 500 円 b 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 1 件につき 9, 500 円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及びロ (1) に定める基準に適合するもの (7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 1 件につき 20, 000 円 b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 1 件につき 22, 000 円 (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 1 件につき 40, 000 円 b 床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの 1 件につき 67, 500 円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能
-----------------------------	----------	--

基準等を定める省令第1条第1項第2号イ②及びロ②に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 11,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 33,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ①及びロ②又は同号イ②及びロ①に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 16,500円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 50,000円

		オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 133,500円 (8) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 167,000円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円 (8) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 65,000円
--	--	---

別表第2第51号金額の欄を次のように改める。

1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、第56号金額の欄アからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額

別表第2中第51号を第58号とし、同表第50号金額の欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 14,500円

- b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1件につき 16,500円
- (Ⅱ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1件につき 29,500円
 - b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1件につき 50,000円

別表第2中第50号を第57号とし、同表第49号金額の欄中アの前に次のように加える。

前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、次のアからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額

別表第2第49号金額の欄アを次のように改める。

ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ⅰ) 昇降機を設置するもの（Ⅱに掲げるものを除く。） 1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）
- (ⅱ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの
1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

別表第2第49号金額の欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特

定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(4)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1件につき 14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1件につき 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1件につき 27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1件につき 43,000円

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1件につき 7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1件につき 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅱ) 床面積の合計が300平方メートル未満のも
の 1 件につき 13,500円

ⅲ) 床面積の合計が300平方メートル以上のも
の 1 件につき 21,500円

別表第2中第49号を第56号とし、同表第48号金額の欄中「次に掲げる額を合算して得た金額」を「一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額」に改め、同欄中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(ⅱ)及びロ(ⅲ)又は同号イ(ⅲ)及びロ(ⅱ)に定める基準に適合するもの

ⅴ) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のも
の 1 件につき 29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のも
の 1 件につき 33,000円

ⅵ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のも
の 1 件につき 59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のも
の 1 件につき 100,000円

別表第2中第48号を第55号とし、第47号を第54号とし、第46号を第53号とし、同表第45号金額の欄を次のように改める。

1 件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、第50号金額の欄アからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額

別表第2中第45号を第52号とし、第44号を第51号とし、同表第43

号金額の欄中アの前に次のように加える。

前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、次のアからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額

別表第2第43号金額の欄アを次のように改める。

ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

Ⅶ 昇降機を設置するもの（Ⅵに掲げるものを除く。） 1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）

Ⅷ 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）

別表第2第43号金額の欄イⅧ中「第45号、第49号、第51号、第54号及び第56号において」を「以下」に改め、同欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

Ⅶ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（Ⅵに掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ

れ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる
区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 43,000円

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に
適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に
基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ
次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
の 1 件につき 7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の 1 件につき 8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる
区分に応じそれぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の 1 件につき 13,500円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の 1 件につき 21,500円

別表第2中第43号を第50号とし、同表第42号金額の欄ア中「第44号」
を「第51号」に改め、同号を同表第49号とし、同表中第41号を第48号

とし、第25号から第40号までを7号ずつ繰り下げ、第24号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

31 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき	120,000円
--	---------------------------------	-------	----------

別表第2第23号を削り、同表第22号中「対する検査」の次に「（次号及び第28号に規定する完了検査を除く。）」を加え、同号金額の欄ア中「14,000円」を「15,000円」に改め、同欄イ中「17,000円」を「24,000円」に改め、同欄ウ中「24,000円」を「34,000円」に改め、同欄エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「35,000円」を「37,000円」

に改め、同欄中クをケとし、オからキまでをカからクまでとし、エの次に次のように加える。

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平

方メートル以内のもの 1件につき 42,000円

別表第2中第22号を第26号とし、同号の次に次の3号を加える。

27 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査手数料	昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	前号金額の欄の額に、昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）を加算して得た金額
28 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する	要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に	第26号金額の欄アからケまでの額（昇降機を含む建築物については、同欄アからケまでの額に前号金額の欄の額を加算して得た額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算して得た金額 ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに

する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	係る建築物に関する完了検査手数料	第59号ア㊦、オ及びカ並びに第60号ア㊦、オ及びカ並びに第65号ア㊦、オ及びカにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき 3,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 5,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 6,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき 7,000円
29 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了検査	建築設備に関する完了検査手数料	昇降機1基ごとに17,000円（小荷物専用昇降機については、10,000円）

別表第2第21号の次に次の4号を加える。

22 建築基準法第6条第1項の規	昇降機を含む建築物	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。） 前号金額の欄アからケまでの額に、昇降機1基ごとに
-------------------------	------------------	--

定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	に関する確認申請又は計画通知手数料	14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）を加算して得た金額 イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄アからケまでの額に、計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）を加算して得た金額 ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄アからケまでの金額 エ 確認を受けた昇降機のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする昇降機1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）
23 建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）第21号金額の欄アからケまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄アからエまでの額）に、次に定める額を加算して得た金額 ⑦ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそ

する計画の 通知に対す る審査（建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 等に関する 法律（平成 27年法律 第53号） 第11条第 1項ただし 書（同条第 2項におい て準用する 場合を含 む。）又は 第12条第 2項ただし 書（同条第 3項におい て準用する 場合を含 む。）に規 定する特定 建築行為に 限る。）	行為に 関する 確認申 請又は 計画通 知手数 料	れぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満 のもの 1件につき 14,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上 のもの 1件につき 16,000円 ⅳ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲 げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 1件につき 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上 のもの 1件につき 43,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに 定める基準に適合するもの（建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する法律第11条第2 項及び第12条第3項の規定に基づくものに限 る。） 第21号金額の欄アからケまでの額（昇 降機を含む建築物については、前号金額の欄ア からエまでの額）に、次に定める額を加算して 得た金額 ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満 のもの 1件につき 7,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上 のもの 1件につき 8,000円 ⅵ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲 げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 1件につき 13,500円
---	--	---

		b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 21,500円
24 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円） イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）
25 建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく	工作物に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1の工作物につき 12,000円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物につき 5,000円

づく工作物 に関する確 認の申請又 は同法第 88条第1 項において 準用する同 法第18条 第2項の規 定に基づく 工作物に関 する計画の 通知に対す る審査		
---	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市手数料条例別表第2第21号（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、第22号（金額の欄イ及びウの規定に限る。）、第26号、第28号、第52号、第58号及び第64号の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年3月11日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
種類	金額		種類	金額	
事務	名称		事務	名称	
1～20 省略			1～20 省略		
21 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（次号及び第23号に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認の申請又は計画通知手数料	ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第26号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>8,000円</u>	21 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請（第43号、第45号、第49号、第51号、第54号又は第56号に規定する審査に係るものを除く。）又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	建築物に関する確認の申請又は計画通知手数料	ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び次号において同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき <u>7,000円</u>
		イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>20,000円</u>			イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき <u>14,000円</u>
		ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>34,000円</u>			ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき <u>24,000円</u>
		エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 1件につき <u>36,000円</u>			エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>31,000円</u>
		オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき <u>39,000円</u>			
		カ 省略			オ 省略
		キ 省略			カ 省略
		ク 省略			キ 省略
		ケ 省略			ク 省略
22 建築基準	昇降機	ア 昇降機を含む建築物を建築す			

<u>準法第6条</u> <u>第1項の規定に基づく</u> <u>建築物に関する確認の申請又は同法第18条</u> <u>第2項の規定に基づく</u> <u>建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の升降機に係る部分が含まれる場合に限る。）</u>	<u>を含む建築物に関する確認の申請又は計画通知手数料</u>	<u>る場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）前号金額の欄アからケまでの額に、升降機1基ごとに14,000円（小荷物専用升降機については、5,000円）を加算して得た金額</u> <u>イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた升降機の計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄アからケまでの額に、計画の変更をする升降機1基ごとに7,000円（小荷物専用升降機については、4,000円）を加算して得た金額</u> <u>ウ 確認を受けた建築物のみの計画の変更をして建築物を建築する場合 前号金額の欄アからケまでの金額</u> <u>エ 確認を受けた升降機のみ計画の変更をして建築物を建築する場合 計画の変更をする升降機1基ごとに7,000円（小荷物専用升降機については、4,000円）</u>
<u>23 建築基準法第6条</u> <u>第1項の規定に基づく</u> <u>建築物に関する確認の申請又は同法第18条</u> <u>第2項の規定に基づく</u>	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことと比較的な特</u>	<u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。）第21号金額の欄アからケまでの</u>

建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為に限る。）	定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料	額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄アからエまでの額）に、次に定める額を加算して得た金額 ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 14,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき 16,000円 ⅵ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 43,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。） 第21号金額の欄アからケまでの額（昇降機を含む建築物については、前号金額の欄アからエまでの額）に、次に定める額を加算して得た金額 ⅶ 一戸建ての住宅 次に掲げ
---	------------------------	--

		る区分に応じそれぞれ次に定める額			
		a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1		
		件につき	7,000円		
		b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1		
		件につき	8,000円		
		(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額			
		a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1		
		件につき	13,500円		
		b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1		
		件につき	21,500円		
24 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の	建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）		
		イ 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）		

通知に対す る審査					
25 建築基 準法第88 条第1項に おいて準用 する同法第 6条第1項 の規定に基 づく工作物 に関する確 認の申請又 は同法第 88条第1 項において 準用する同 法第18条 第2項の規 定に基づく 工作物に関 する計画の 通知に対す る審査	工作物 に関する確 認申請又は計 画通知手数料	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1の工作物につき 12,000円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物につき 5,000円			
26 建築基 準法第7条 第1項の規 定に基づく 建築物に関 する完了検 査の申請又 は同法第 18条第 20項の規 定に基づく 建築物に関	建築物 に関する完了 検査手数料	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 15,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 24,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 34,000円 エ 床面積の合計が200平方	22 建築基 準法第7条 第1項の規 定に基づく 建築物に関 する完了検 査の申請又 は同法第 18条第 20項の規 定に基づく 建築物に関	建築物 に関する完了 検査手数料	ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 14,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 17,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 24,000円 エ 床面積の合計が200平方

する完了検査の通知に 対する検査 (次号及び 第28号に 規定する完 了検査を除 く。)		メートルを超え <u>300平方メー トル以内のもの 1件につき</u> <u>37,000円</u> オ 床面積の合計が300平方 メートルを超え500平方メー トル以内のもの 1件につき <u>42,000円</u> カ 省略 キ 省略 ク 省略 ケ 省略
27 建築基 準法第7条 第1項又は	昇降機 を含む 建築物	前号金額の欄の額に、昇降機1基 ごとに17,000円(小荷物専用 昇降機については、10,000
する完了検査の通知に 対する検査		メートルを超え <u>500平方メー トル以内のもの 1件につき</u> <u>35,000円</u> オ 省略 カ 省略 キ 省略 ク 省略
23 建築基 準法第88 条第1項に おいて準用 する同法第 6条第1項 の規定に基 づく工作物 に関する確 認の申請又 は同法第 88条第1 項において 準用する同 法第18条 第2項の規 定に基づく 工作物に関 する計画の 通知に対す る審査	工作物 に関する確 認申請又は計画 通知手数料	ア 工作物を築造する場合(イに 掲げる場合を除く。) 1の工作 物につき <u>12,000円</u> イ 確認を受けた工作物の計画の 変更をして工作物を築造する場 合 1の工作物につき <u>5,000円</u>

第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	に関する完了検査手数料	円)を加算して得た金額			
28 建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	第26号金額の欄アからケまでの額（昇降機を含む建築物については、同欄アからケまでの額に前号金額の欄の額を加算して得た額）に、申請に係る特定建築行為を行うおとす一の建築物ごとに次に定める額を加算して得た金額 ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号並びに第59号ア ^イ 、オ及びカ並びに第60号ア ^イ 、オ及びカ並びに第65号ア ^イ 、オ及びカにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの 1件につき 3,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 5,000円 ウ 床面積の合計が100平方			

		<u>メートルを超え200平方</u> <u>メートル以内のもの 1件に</u> <u>つき</u> <u>6,000円</u> <u>エ 床面積の合計が200平方</u> <u>メートルを超え300平方メー</u> <u>トル以内のもの 1件につき</u> <u>7,000円</u>			
<u>29 建築基</u> <u>準法第87</u> <u>条の4にお</u> <u>いて準用す</u> <u>る同法第7</u> <u>条第1項又</u> <u>は第18条</u> <u>第20項の</u> <u>規定に基づ</u> <u>く建築設備</u> <u>に関する完</u> <u>了検査</u>	<u>建築設</u> <u>備に関</u> <u>する完</u> <u>了検査</u> <u>手数料</u>	<u>昇降機1基ごとに17,000円</u> <u>(小荷物専用昇降機については、</u> <u>10,000円)</u>			
<u>30 省略</u>			<u>24 省略</u>		
<u>31 建築基</u> <u>準法第7条</u> <u>の6第1項</u> <u>第1号若し</u> <u>くは第2号</u> <u>又は第18</u> <u>条第38項</u> <u>第1号若し</u> <u>くは第2号</u> <u>(これらの</u> <u>規定を同法</u> <u>第87条の</u> <u>4又は第</u> <u>88条第1</u> <u>項において</u>	<u>検査済</u> <u>証の交</u> <u>付を受</u> <u>ける前</u> <u>におけ</u> <u>る建築</u> <u>物等の</u> <u>仮使用</u> <u>認定申</u> <u>請手数</u> <u>料</u>	<u>1件につき</u> <u>120,000円</u>			

<u>準用する場合を含む。）</u> <u>の規定に基づく仮使用</u> <u>の認定の申請に対する</u> <u>審査</u>					
32 省略					25 省略
33 省略					26 省略
34 省略					27 省略
35 省略					28 省略
36 省略					29 省略
37 省略					30 省略
38 省略					31 省略
39 省略					32 省略
40 省略					33 省略
41 省略					34 省略
42 省略					35 省略
43 省略					36 省略
44 省略					37 省略
45 省略					38 省略
46 省略					39 省略
47 省略					40 省略
48 省略					41 省略
49 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第51号において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 Ⅶ～Ⅾ 省略	42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第44号において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 Ⅶ～Ⅾ 省略

期優良住宅 建築等計画 又は長期優 良住宅維持 保全計画の 認定の申請 に対する審 査（次号に 規定する審 査を除く。）	イ 省略		期優良住宅 建築等計画 又は長期優 良住宅維持 保全計画の 認定の申請 に対する審 査（次号に 規定する審 査を除く。）	イ 省略	
50 長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 第5条第1 項から第5 項までの規 定に基づく 長期優良住 宅建築等計 画の認定の 申請に対す る審査（同 法第6条第 2項の規定 による建築 基準法第6 条第1項に 規定する建 築基準関係 規定の適合 についての 審査の申出 を伴う場合 に限る。）	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	前号金額の欄に定める額に、第 21号で定めるところにより算定 した金額を加算し、次のアからウ までに掲げる場合はそれぞれ当該 アからウまでに定める額を更に加 算して得た金額 ア 建築基準法第87条の4の 昇降機に係る部分が含まれる 場合 次に掲げる区分に応じそ れぞれ次に定める額 ① 昇降機を設置するもの（④ に掲げるものを除く。） 1基 ごとに14,000円（小荷 物専用昇降機については、 5,000円） ② 建築基準法第6条第1項の 規定による確認を受けた昇降 機の計画を変更して昇降機を 設置するもの 1基ごとに 7,000円（小荷物専用昇降 機については、4,000円） イ 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第11条 第1項ただし書（同条第2項に おいて準用する場合を含む。）又 は第12条第2項ただし書（同	43 長期優 良住宅の普 及の促進に 関する法律 第5条第1 項から第5 項までの規 定に基づく 長期優良住 宅建築等計 画の認定の 申請に対す る審査（同 法第6条第 2項の規定 による建築 基準法第6 条第1項に 規定する建 築基準関係 規定の適合 についての 審査の申出 を伴う場合 に限る。）	建築基 準関係 規定の 適合に ついて の審査 の申出 を伴う 長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	ア イ以外の場合 1件につき 前号金額の欄に定める額に、 第21号で定めるところにより 算定した金額を加算して得た金 額

条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㊦ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(㊧に掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㊨ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき
14,000円

㊩ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき
16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

㊪ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき
27,000円

㊫ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき
43,000円

㊬ 建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき
7,000円

ⅱ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき
8,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき
13,500円

ⅱ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき
21,500円

ウ 建築基準法第6条第5項又は第18条第5項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の

イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第5項の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の

		欄に定める額に、第 21 号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする 1 の建築物（建築基準法第 20 条第 2 項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 ⑦ 省略 ⑧ 構造計算が建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの 120,700 円			欄に定める額に、第 21 号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする 1 の建築物（建築基準法第 20 条第 2 項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額 ⑦ 省略 ⑧ 構造計算が建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（第 45 号、第 49 号、第 51 号、第 54 号及び第 56 号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるものの 120,700 円
5.1 省略			4.4 省略		
5.2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同法第 8 条第 2 項において準用	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1 件につき前号金額の欄に定める額に、第 21 号で定めるところにより算定した金額を加算し、第 50 号金額の欄アからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額	4.5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同法第 8 条第 2 項において準用	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	ア イ以外の場合 1 件につき前号金額の欄に定める額に、第 21 号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1 件につき前号金額の欄に定める額に、第 21 号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする 1 の建築物（建築基準法第 20 条第 2 項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額

する同法第 6条第2項 の規定によ る建築基準 法第6条第 1項に規定 する建築基 準関係規定 の適合につ いての審査 の申出を伴 う場合に限 る。)			する同法第 6条第2項 の規定によ る建築基準 法第6条第 1項に規定 する建築基 準関係規定 の適合につ いての審査 の申出を伴 う場合に限 る。)		<u>Ⅶ Ⅳ以外のもの</u> <u>174,600円</u> <u>Ⅳ 構造計算が大臣認定プログ ラムにより行われるもの</u> <u>120,700円</u>
5.3 省略			4.6 省略		
5.4 省略			4.7 省略		
5.5 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律（平 成24年法 律第84 号）第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額</u> ア～ウ 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネ <u>ルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第2号イⅢ及びロ</u> <u>Ⅳ又は同号イⅣ及びロⅢに定め</u> <u>る基準に適合するもの</u> <u>Ⅶ 一戸建ての住宅 次に掲げ</u> <u>る区分に応じそれぞれ次に定</u> <u>める額</u> <u>a 床面積の合計が200平</u> <u>方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 29,000円</u> <u>b 床面積の合計が200平</u> <u>方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 33,000円</u> <u>Ⅳ 住宅用途を含む建築物の</u> <u>住宅部分 次に掲げる区分</u> <u>に応じそれぞれ次に定める額</u>	4.8 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律（平 成24年法 律第84 号）第53 条第1項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する審査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	<u>次に掲げる額を合算して得た金額</u> ア～ウ 省略

		<u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 59,000円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき</u> <u>100,000円</u> オ 省略 カ 省略			エ 省略 オ 省略
56 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	建築基準関係規定の適合について の審査の申出を伴う 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<u>前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、次のアからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額</u> <u>ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>① 昇降機を設置するもの（④に掲げるものを除く。） 1</u> <u>基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</u> <u>② 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</u> <u>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合</u>	49 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	建築基準関係規定の適合について の審査の申出を伴う 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	<u>ア イ以外の場合 1件につき</u> <u>前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</u>

を含む。)に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

⑦ 建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(Ⅳに掲げるものを除く。)

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき

14,000円

ⅱ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき

16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ⅰ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

27,000円

ⅱ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき

43,000円

Ⅲ 建築物のエネルギー消費性の向上等に関する法律施行

		<u>規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</u> <u>a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ⅰ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき</u> 7,000円 <u>ⅱ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき</u> 8,000円 <u>b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ⅰ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき</u> 13,500円 <u>ⅱ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき</u> 21,500円 <u>ウ 省略</u>			
57 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1	低炭素建築物新築等計画変更認定	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～ウ 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イⅲ及びロ	50 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1	低炭素建築物新築等計画変更認定	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～ウ 省略

項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	申請手数料	<u>ロ又は同号イロ及びロ市に定める基準に適合するもの</u> <u>四 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 14,500円</u> <u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 16,500円</u> <u>五 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 29,500円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 50,000円</u> <u>オ 省略</u> <u>カ 省略</u>	項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	申請手数料	<u>エ 省略</u> <u>オ 省略</u>
58 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	<u>1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、第56号金額の欄アからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額</u>	51 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手	<u>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</u> <u>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額</u>

準用する同 法第54条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合について の審査の申 出を伴う場 合に限る。)	数料		準用する同 法第54条 第2項の規 定による建 築基準法第 6条第1項 に規定する 建築基準関 係規定の適 合について の審査の申 出を伴う場 合に限る。)	数料	を加算して得た額 ⑦ ④以外のもの 174,600円 ⑧ 構造計算が大臣認定プログ ラムにより行われるもの 120,700円
5.9 建築物 のエネルギー消費性 能の向上等 に関する法 律第11条 第1項又は 第12条第 2項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能適合性判 定	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	申請に係る特定建築行為を行おう とする一の建築物ごとに次に掲げ る額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第29条 第3項に規定する他の建築物に ついて、当該建築物が記載され た同条第1項に規定する建築物 エネルギー消費性能向上計画が 同法第30条第1項の認定又は 同法第31条第1項の変更の認 定を受けたことを示す書類が提 出された場合 ⑨ 一戸建ての住宅 1件につ き 5,000円	5.2 建築物 のエネルギー消費性 能の向上等 に関する 法律(平成 27年法律 第53号) 第12条第 1項若しく は第2項又 は第13条 第2項若し くは第3項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	ア 建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第34条 第3項に規定する他の建築物に ついて、当該建築物が記載され た同条第1項に規定する建築物 エネルギー消費性能向上計画が 同法第35条第1項の認定又は 同法第36条第1項の変更の認 定を受けたことを示す書類が提 出された場合 ⑩ 建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律 第12条第1項又は第13条 第2項の規定による場合 a 床面積の合計(市長が別 に定める算定方法によって 算定したものをいう。以下 この号及び第58号におい て同じ。)が300平方メー トル未満のもの

㉞ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。以下b、イ㉞及びエ㉞並びに次号ア㉞、イ㉞及びエ㉞並びに第65号ア㉞、イ㉞及びエ㉞において同じ。）が300平方メートル未満のもの 1件につき

11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円

㉟ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ㉞及びロ㉞に定める基準に適合するもの

㊦ 一戸建ての住宅 次に掲げ

11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

19,000円

㊧ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの

9,500円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア㉞に掲げる場合を除く。）

㊦ 建築物エネルギー消費性能

る区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1
件につき 40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1
件につき 44,000円

ⅳ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1
件につき 80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1
件につき
135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ及びロに定める基準に適合するもの

ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1
件につき 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1

基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
267,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
334,000円

ⅵ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
102,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
130,000円

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（アに掲げる場合を除く。）

ⅶ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

件につき 22,000円

ⅳ 住宅用途を含む建築物の
住宅部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの 1
件につき 38,000円

b 床面積の合計が300平
方メートル以上のもの 1
件につき 66,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネ
ルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第1項第2号イⅲ及
びロⅲ又は同号イⅲ及びロⅲに
定める基準に適合するもの

ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げ
る区分に応じそれぞれ次に定
める額

a 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの 1
件につき 29,000円

b 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの 1
件につき 33,000円

ⅵ 住宅用途を含む建築物の
住宅部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの 1
件につき 59,000円

133,500円

b 床面積の合計が300平
方メートル以上のもの
167,000円

ⅵ 建築物エネルギー消費性能
基準等を定める省令第1条第
1項第1号ロに定める基準に
適合するもの 次に掲げる区
分に応じそれぞれ次に定める
額

a 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの
51,000円

b 床面積の合計が300平
方メートル以上のもの
65,000円

		<u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき</u> <u>100,000円</u> <u>オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ⅴ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき</u> <u>267,000円</u> <u>ⅵ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき</u> <u>334,000円</u> <u>カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ⅶ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき</u> <u>102,000円</u> <u>ⅷ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき</u> <u>130,000円</u>			
<u>60 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第</u>	<u>計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物</u>			

<u>3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	<u>手数料</u>	<u>エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u> <u>ⅴ 一戸建ての住宅 1件につき 2,500円</u> <u>ⅵ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 5,500円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 11,500円</u> <u>ⅶ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 5,500円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 9,500円</u> <u>ⅷ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イⅴ及びロⅶに定める基準に適合するもの</u> <u>ⅸ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 20,000円</u>
-----------------------------------	------------	---

	<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 22,000円</u>
<u>iv 住宅用途を含む建築物の</u>	<u>住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u>
	<u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 40,000円</u>
	<u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 67,500円</u>
<u>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ^①及びロ^②に定める基準に適合するもの</u>	
<u>① 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u>	
	<u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 10,000円</u>
	<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 11,000円</u>
<u>iv 住宅用途を含む建築物の</u>	<u>住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u>
	<u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 19,000円</u>
	<u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 33,000円</u>
<u>エ ア以外の場合で、建築物エネ</u>	

ルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第1項第2号イⅡ及
びロⅡ又は同号イⅡ及びロⅡに
定める基準に適合するもの

ⅲ 一戸建ての住宅 次に掲げ
る区分に応じそれぞれ次に定
める額

a 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの 1
件につき 14,500円

b 床面積の合計が200平
方メートル以上のもの 1
件につき 16,500円

ⅳ 住宅用途を含む建築物の
住宅部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの 1
件につき 29,500円

b 床面積の合計が300平
方メートル以上のもの 1
件につき 50,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第1項第1号イに定
める基準に適合するもの 次に
掲げる区分に応じそれぞれ次に
定める額

ⅴ 床面積の合計が300平方
メートル未満のもの 1件に
つき 133,500円

ⅵ 床面積の合計が300平方
メートル以上のもの 1件に
つき 167,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める

		<u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ⅰ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円</u> <u>ⅱ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 65,000円</u>			
<u>61</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ⅰ 省略 ⅱ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>以下b、イⅲ及びエⅲ並びに第63号アⅲ、イⅲ及びエⅲにおいて同じ。</u>）が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円 b 省略 ⅲ 省略 イ～ウ 省略	<u>53</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ⅰ 省略 ⅱ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。<u>b及びイⅲ並びに第55号アⅲ及びイⅲにおいて同じ。</u>）が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円 b 省略 ⅲ 省略 イ～ウ 省略

		エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ^ロ及びロ^ロ又は同号イ^ロ及びロ^ロに定める基準に適合するもの ロ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1 件につき 29,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1 件につき 33,000円 ロ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 59,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき 100,000円 オ 省略 カ 省略			
62 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う建築物エネルギー	前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、次のアからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額 ア 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ロ 昇降機を設置するもの(ロ)	54 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う建築物エネルギー	ア イ以外の場合 1件につき 前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額

性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	ギー消費性能向上計画認定申請手数料	<u>に掲げるものを除く。） 1 基ごとに14,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）</u> <u>Ⅳ 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1 基ごとに7,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）</u> <u>Ⅰ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>Ⅱ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（Ⅳに掲げるものを除く。）</u> <u>a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ⅰ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 14,000円</u> <u>ⅱ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）	ギー消費性能向上計画認定申請手数料	
---	-------------------	--	---	-------------------	--

の 1 件につき

16,000円

b 住宅用途を含む建築物の

住宅部分 次に掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める

額

iv 床面積の合計が300

平方メートル未満のも

の 1 件につき

27,000円

ii) 床面積の合計が300

平方メートル以上のも

の 1 件につき

43,000円

iii) 建築物のエネルギー消費性

能の向上等に関する法律施行

規則第2条第1項第1号イ又

はロに定める基準に適合する

もの（建築物のエネルギー消

費性能の向上等に関する法律

第11条第2項及び第12条

第3項の規定に基づくものに

限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲

げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

iv 床面積の合計が200

平方メートル未満のも

の 1 件につき

7,000円

ii) 床面積の合計が200

平方メートル以上のも

の 1 件につき

8,000円

b 住宅用途を含む建築物の

住宅部分 次に掲げる区分

		に<u>応じそれぞれ次に定める額</u> <u>ロ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき</u> <u>13,500円</u> <u>ロ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき</u> <u>21,500円</u> <u>ウ 省略</u>				
<u>63</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第31条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>第61号金額の欄に定める額とする。</u> ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 <u>ロ～ウ 省略</u> イ～ウ 省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める<u>省令第10条第2号イロ及びロ</u>又は同号イロ及びロ<u>に定める基準に適合するもの</u> <u>ロ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき</u> <u>14,500円</u>		<u>55</u> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>第53号金額の欄に定める額とする。</u> ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 <u>ロ～ウ 省略</u> イ～ウ 省略

		<u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 16,500円</u> <u>㌦ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 29,500円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 50,000円</u> オ 省略 カ 省略			エ 省略 オ 省略
64 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による建築基準法第6条第1	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算し、第62号金額の欄アからウまでに掲げる場合はそれぞれ当該アからウまでに定める額を更に加算して得た金額</u>	56 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による建築基準法第6条第1	建築基準関係規定の適合について審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額</u> <u>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第21号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物（建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分）ごとに次の額を加算して得た額</u> <u>㌦ ㌦以外のもの</u> <u>174,600円</u> <u>㌦ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</u> <u>120,700円</u>

項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)			項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)		
			5.7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ⅰ 一戸建ての住宅のもの 1件につき 5,000円 ⅱ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b、イロ及びウロにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 1件につき 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 23,000円 ⅲ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1

件につき 11,000円

b 床面積の合計が300平

方メートル以上のもの 1

件につき 19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める

省令第1条第1項第2号イⅢ及

びロⅢに定める基準に適合する

もの

ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げ

る区分に応じそれぞれ次に定

める額

a 床面積の合計が200平

方メートル未満のもの 1

件につき 40,000円

b 床面積の合計が200平

方メートル以上のもの 1

件につき 44,000円

ⅵ 住宅用途を含む建築物の住

宅部分 次に掲げる区分に応

じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平

方メートル未満のもの 1

件につき 80,000円

b 床面積の合計が300平

方メートル以上のもの 1

件につき

135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める

省令第1条第1項第2号イⅣ及

びロⅣ又は同号イⅤ及びロⅣに

定める基準に適合するもの

ⅶ 一戸建ての住宅 次に掲げ

る区分に応じそれぞれ次に定

める額

						メートル未満のもの 1 件につき 102,000円 ④ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき 130,000円
65 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	申請に係る特定建築行為を行うとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ① 一戸建ての住宅 1 件につき 2,500円 ② 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1 件につき 11,500円 ③ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1 件につき 5,500円	58 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 ① 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 ② 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円	

	<u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 9,500円</u>
イ	<u>ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イロ及びロに定める基準に適合するもの</u> <u>ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 20,000円</u> <u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 22,000円</u>
ロ	<u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1</u> <u>件につき 40,000円</u> <u>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1</u> <u>件につき 67,500円</u>
ウ	<u>ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イロ及びロに定める基準に適合するもの</u> <u>ⅴ 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u> <u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1</u>

	件につき	10,000円
b	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1
	件につき	11,000円
iv	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1
	件につき	19,000円
b	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1
	件につき	33,000円
エ	ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ、及びロ、又は同号イ、及びロ中に定める基準に適合するもの	
iv	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1
	件につき	14,500円
b	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1
	件につき	16,500円
vi	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1
	件につき	29,500円
b	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1
	件につき	50,000円

	オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑦ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 133,500円 ⑧ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 167,000円 カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑨ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 51,000円 ⑩ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 65,000円	
66	省略	
67	省略	
68	省略	
69	省略	
70	省略	
71	省略	
72	省略	
73	省略	
74	省略	

	イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑦ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 ⑧ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⑨ 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 ⑩ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円	
59	省略	
60	省略	
61	省略	
62	省略	
63	省略	
64	省略	
65	省略	
66	省略	
67	省略	

別表第1(第3条関係)

規模	用途	非住宅部分の基準・次エネルギー消費量の水準を示す係数
1 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
2 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	ホテル等	0.8
3 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	病院等	0.85
4 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	百貨店等	0.8
5 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	学校等	0.8
6 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	飲食店等	0.85
7 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	集会所等	0.85
8 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第三條に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	工場等	0.75
9 非住宅部分の床面積の合計が、千平方メートル未満であること。		1.0
備考(略)		

別表第2(第3条関係)

規模	用途	非住宅部分の基準・次エネルギー消費量の水準を示す係数
1 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	事務所等	0.8
2 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	ホテル等	0.8
3 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	病院等	0.85
4 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	百貨店等	0.8
5 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	学校等	0.8
6 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	飲食店等	0.85
7 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	集会所等	0.85
8 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十六年政令第八号)第四條第一項に規定する床面積をいう。以下この表において同じ。)の合計が、千平方メートル以上であること。	工場等	0.75
9 新築、増築又は改築後の非住宅部分の床面積の合計が、千平方メートル未満であること。		1.0
備考(略)		

(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年経済産業省令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

附則	附則
(経過措置) 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号、以下この項において「法」という。)第三十九條第一項の認定(法第三十一條第一項の変更の認定を含む。)の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物(この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に施行する法第三十九條第一項の認定の申請に係るもの(次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。)を除く。)に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。	(経過措置) 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号、以下この項において「法」という。)第三十四條第一項の認定(法第三十六條第一項の変更の認定を含む。)の申請であつて、この省令の施行の際現に存する建築物(この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に施行する法第三十四條第一項の認定の申請に係るもの(次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。)を除く。)に係る認定については、この省令による改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

第三条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年経済産業省令第1号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第四条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和四年経済産業省令第1号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し及び同項を削り、附則第三項を附則第二項とし、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

- 二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ②及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 次の①又は②のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、②）に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより①及び②に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、この限りではない。
- ①（略）
- ②（略）
- ロ 次の①又は②のいずれかに適合すること。
- ①（略）
- ②（略）
- （削る）
- 三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（複合建築物の増築又は改築をする場合にあつては、イ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって複合建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ・ロ（略）
- 二 前項の住宅部分（以下「住宅部分」という。）は、次に掲げる建築物の部分とする。
- 一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他のこれらに類するものを除く。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）
- 二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）
- 三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車庫、自転車駐車場、管理入室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
- 第一項第二号イ①の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

- 二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 次の①から③までのいずれかに適合すること。
- ①（略）
- ②①（略）
- ①の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、①の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。
- ③（略）
- ロ 次の①から③までのいずれかに適合すること。
- ①（略）
- ②①① 住宅部分の一次エネルギー消費量モデル住宅（国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）以下同じ。②の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- ③①（略）
- 三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（法第十一、条第一項に規定する特定建築物（法附則第三条第一項に規定する特定増改築を除く。）に係る建築物にあつては、イ）に適合するものであること。
- イ・ロ（略）
- （新設）
- 二 前項第二号イ①の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令
(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正)

第一条 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものがないものは、これを加える。

改正後

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号、以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

・ 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。）次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計、次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した、次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準、次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる。次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を、以上の用途に供する場合にあつては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計、次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準、次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の、次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて、次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。非住宅部分の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分と同一の部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の設計、次エネルギー消費量が、当該次エネルギー消費量モデル建築物の基準、次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を、以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の、次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計、次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の、次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準、次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

改正前

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号、以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

・ 非住宅部分（法第一、二条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。）次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計、次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した、次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であつて、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の基準、次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる。次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を、以上の用途に供する場合にあつては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計、次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準、次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の、次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて、次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。）の設計、次エネルギー消費量が、当該次エネルギー消費量モデル建築物の基準、次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を、以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の、次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計、次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の、次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準、次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

○経済産業省
国土交通省 令第一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正
する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に
関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号の規定に基づき、建築物エネルギー消
費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

（抜
粋）

経済産業大臣臨時代理

国土交通大臣 新藤 義孝

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)
第七條 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「同法第六條第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百十八号)第四百十八條第一項第一号又は第二号」に改め、同條第二項第一号中「昭和二十五年政令第三百十八号」を削る。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正)

第八條 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「同法第六條第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百十八号)第四百十八條第一項第一号又は第二号」に改め、同條第二項第一号中「昭和二十五年政令第三百十八号」を削る。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第九條 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「同法第六條第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百十八号)第四百十八條第一項第一号又は第二号」に改め、同條第二号イ中「昭和二十五年政令第三百十八号」を削る。

附 則

(施行期日)

一 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣 盛山 正仁
厚生労働大臣 武見 敬三
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

附則第二條を削り、附則第一條の見出し及び条名を削る

算して 年を超えない範囲内において政令で定める日

[illegible]

当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十三条第一項第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものとして確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

第八条中「確保」を「向上」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第七条とする。

第九条中「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第八条とする。

第十条中「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準を勘案して」を削り、同条を第九条とする。

第三章第一節の節名中「特定建築物の一」を削る。

第十一条の見出し中「特定建築物の一」を削り、同条第一項を次のように改める。

建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が小さいものとして政令で定める規模以下のものを除く）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六條第六項、第四項若しくは第七項若しくは第六條の第一項、第四項若しくは第六條の規定又は同法第十八条第三項若しくは第十四項の規定の適用及び同法第七條の五に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第七條第四項若しくは第五項、第七條の第一項、第五項若しくは第七項、第七條の第三項、第五項若しくは第七項若しくは第七條の第四項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項若しくは第二十二項の規定の適用については、この限りでない。

第三章第一節中第十一、条を第十条とする。

第十二条第一項中「特定建築物の一」を「前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六條の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築物」という。）であつて、同法第六條第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築物」という。）を」「特定建築物」を「建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分）に改め、「計画をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、要確認特定建築物が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものであるとして国土交通省令で定める特定建築物である場合は、この限りでない。

第十三条第三項中「特定建築物」を「要確認特定建築物」に、「所管行政庁に提出しなければならない」を「提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十三条第六項中「特定建築物」を「要確認特定建築物」に改め、同条第七項中「建築主は、」を削り、「特定建築物」を「要確認特定建築物」に改め、「ときは」の下に「前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければ」を「しなれば」に改め、同条第八項中「特定建築物」を「要確認特定建築物」を「第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築物であるものを除く。」に改め、同条を第十、条とする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び次条第三項において」を加え、同条第三項中「特定建築物」の下に「であつて、建築基準法第十八条第三項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築物」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、要通知特定建築物が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものであるとして国土交通省令で定める特定建築物である場合は、この限りでない。

第十三条第三項中「特定建築物」を「要通知特定建築物」に、「通知しなければ」を「通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十三条第六項中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同条第七項中「特定建築物」を「要通知特定建築物」に改め、同条第八項中「同等の機関の長は」を削り、「において」の下に「同項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければ」を「しなれば」に改め、同条第九項中「特定建築物」を「要通知特定建築物」を「第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築物であるものを除く。」に改め、同条を第十、条とする。

第十四条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条中「第十二、条第一、項」を「第十三、条第一、項」に改め、同条を第十三、条とする。

第十五条の見出し中「実施等」を「実施」に改め、同条第一項中「第四十四條から第四十七條まで」を「第三十六條から第三十九條まで」に、「第十二、条第一、項」を「第十三、条第一、項」に、「第十三、条第二、項」を「第十三、条第三、項」に改め、同条第二項中「第十三、条第一、項」を「第十三、条第二、項」に、「第十三、条第二、項」を「第十三、条第三、項」に、「第十三、条第三、項」を「第十三、条第四、項」に改め、「若」との下に「第十三、条第二、項及び第十三、条第三、項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」と」を加え、同条第三項を削り、同条を第十四、条とする。

第十六条を削る。

第十七条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条第一項中「第十四、条又は前条」を「第十三、条」に、「特定建築物の一」を「第十三、条第一、項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の一」に、「特定建築物」を「一、当該建築物」に、「特定建築物」を「当該建築物」に改め、同条を第十五、条とする。

第十八条及び第三章第一節並びに同章第三節の節名を削る。

第十三、条第一、項を次のように改める。

建築主は、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

第十三、条第二、項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「第一、項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三、項の次に次の一、項を加える。

3 国土交通大臣は、第一、項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

第二十三、条を第十六、条とする。

第二十四、条第一、項中「前条第一、項」を「前条第三、項」に、「第二十七、条を除き、以下単に」を「以下」に、「第六十、条から第六十三、条まで」を「第五十三、条から第五十五、条まで」に改め、同条第三、項中「前条第一、項」の下に「規定による」を加え、同条第一、項を「同条第三、項」に改め、同条を第十七、条とする。

請負型・戸建て規格住宅等」に改める。

参考

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

(抜 粋)

御 名 御 璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄